

副本

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ ほか383名

被告 国

第9準備書面

平成28年6月17日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜彦 代
被告指定代理人 齊藤 千春 代
熊谷 直哉 代
齊藤 雅彦 代
高崎 裕介 代
岩元宗平 代
豊田勝巳 代
田中玲子 代
佐藤ちあき 代
竹本亮 代
松原崇弘 代


大 城 朝 久	(印)
矢 野 諭	(印)
仲 村 淳 一	(印)
中 川 幸 成	(印)
井 藤 志 賦	(印)
木 村 真 一	(印)
谷 川 泰 淳	(印)
羽 田 野 誉	(印)
市 村 知 也	(印)
中 桐 裕 子	(印)
澤 田 智 宏	(印)
片 野 孝 幸	(印)
小 林 勝	(印)
齋 藤 哲 也	(印)
岩 田 順 一	(印)
野 田 智 輝	(印)
佐 藤 雄 一	(印)
鈴 木 健 之	(印)
藤 原 弘 成	(印)

目 次

第1 改正原子炉等規制法等における重大事故等対策と設置許可基準規則55条の位置づけ等	4
1 改正原子炉等規制法の定め等	4
2 設置許可基準規則の規定等	6
(1) はじめに	6
(2) 設置許可基準規則における重大事故等対策等（ハード面）の概要及び同規則55条の位置づけ等	6
ア 通常運転時における対策並びに運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故防止対策	6
イ 重大事故等対策	7
ウ 設置許可基準規則55条の位置づけ等	7
エ 設置許可基準規則の解釈55条部分が合理的であること	9
(3) 技術的能力審査基準における重大事故等対策（ソフト面）の概要	10
3 小括	12
第2 設置許可基準規則55条に関する原告らの主張の誤り	12
1 原告らの主張	12
2 原告らの主張の誤り	13

原告らは、設置許可基準規則55条が、重大事故に至った場合の工場等外への放射性物質の拡散の形態について、溶融炉心が原子炉格納容器の下部キャビティに落下し、下部キャビティ内の冷却水に放射性物質が溶け込んで、地中ないし海中にまで流出する事態を対象としていることを前提として、本件各原子炉施設について、同条に適合しないと主張するようである（訴状第6の2第5段落ないし第7段落、同4及び同5・31、32、38ないし41ページ）。

しかしながら、設置許可基準規則55条は、原告らが主張する上記の事態に対応した設備の設置を要求するものではない。被告は、被告第4準備書面第1（4ないし12ページ）において、同規則における重大事故等対策の概要及び同条の内容について既に詳述したところであるが、同条に関する原告らの主張は、改正原子炉等規制法及び設置許可基準規則等における重大事故等対策の全体像を把握せず、同条を独自に解釈した結果、前提を誤ったものであり、失当である。以下では、改正原子炉等規制法及び同規則等における重大事故等対策の概要を明らかにしつつ、その一部を構成する同条の要求事項について具体的に主張した上（後記第1）、同条に関する原告らの主張の誤りを明らかにする（後記第2）。

なお、略語は新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 改正原子炉等規制法等における重大事故等対策と設置許可基準規則55条の位置づけ等

1. 改正原子炉等規制法の定め等

(1) 被告第2準備書面第4の1（24及び25ページ）のとおり、改正原子炉等規制法は、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されるとその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害」の防止を目的としている（同法1条）。これは、福島第一発電所の事故を踏まえ、設計基準の範ちゅうの事象を防止するだけでなく、それを超える重大事故が生じた場

合において放射性物質が原子力施設外に大量に放出されることを防止しようとするものである。

(2)かかる目的を達成するため、発電用原子炉の設置（変更）許可の要件の一つである改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の定める要件（4号要件）は、当該原子炉施設の位置、構造及び設備といつたいわゆるハード面に係る基本設計ないし基本的設計方針について、設置許可基準規則に適合することを求めている。

また、重大事故への対策を強化するためには、原子炉設置（変更）許可申請者について、重大事故が発生した場合において、その影響を緩和するために設備等や緊急時資機材等を有効に活用する能力（いわゆるアクシデントマネジメント能力）があらかじめ備わっているかなどのいわゆるソフト面からの審査も重要であると考えられる。そこで、同項3号は、申請者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力（3号要件）、すなわち、申請者について、重大事故に対応するための訓練や重大事故発生時の被曝管理等の対応措置能力が備わっていることを求めている。これを受けて、原子力規制委員会は、平成25年6月19日、かかる3号要件充足性を判断するための行政手続法上の審査基準として、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（原規技発第1306197号。以下「技術的能力審査基準」という。乙第41号証）を制定している。

(3)原子力施設において、「地震、火災その他の災害が起こったことにより（中略）原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合」（改正原子炉等規制法64条1項）は存在し得る。このような場合、かかる原子力施設については、対策をあらかじめ定めておくよりも、当該施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが必要かつ妥当である。そ

ここで、かかる事態が生じた場合には、当該原子炉施設を「特定原子力施設」と指定して、具体的な事態を踏まえた措置を講ずることを予定している（改正原子炉等規制法 64条の2ないし4）。

2 設置許可基準規則の規定等

(1) はじめに

前記1(2)で述べたとおり、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号及び4号の規定を受けて、原子力規制委員会は、発電用原子炉施設のハード面における重大事故等対策を含めた安全性確保の観点から、設置許可基準規則を制定し、アクシデントマネジメント能力というソフト面における重大事故等対策を含めた安全性確保の観点から、技術的能力審査基準を制定した。

以下では、設置許可基準規則における重大事故等対策の概要について述べるとともに（後記(2)）、技術的能力審査基準の概要について述べる（後記(3)）。

(2) 設置許可基準規則における重大事故等対策等（ハード面）の概要及び同規則55条の位置づけ等

ア 通常運転時における対策並びに運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故防止対策

設置許可基準規則においては、重大事故等対策の前提として、原子炉施設の位置、構造及び設備といったハード面について、通常運転時における対策のほか、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故防止対策を要求している。すなわち、同規則は、自然的条件（地盤、地震、津波等）に係る要求事項（同規則3条ないし6条）、社会的条件（人の不法な侵入等の防止、火災による損傷の防止、溢水による損傷の防止等）に係る要求事項（同規則7条ないし11条）、安全施設等に係る一般的な要求事項（同規則12条）、設備等に係る個別の要求事項等（同規則14条以下）について、規定している。

イ 重大事故等対策

設置許可基準規則は、上記(7)の通常運転時における対策並びに運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故防止対策を踏まえたとしても、なお重大事故等が発生することを想定して、重大事故等対策を要求している。

すなわち、同規則は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料、及び運転停止中の原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための対策を講じることを求め、さらに重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止する対策を講じることを求めている（同規則37条）。

そして、設置許可基準規則は、重大事故等対処施設及び重大事故等対処設備の要求事項について規定している。すなわち、同規則は、重大事故等対処施設については、重大事故等の発生が想定される自然的条件（地盤、地震、津波等）及び社会的条件（火災、故意による大型航空機の衝突等）との関係における重大事故等対策の妥当性を要求し（同規則38条ないし42条）、重大事故等対処設備については、全ての設備に共通する一般的な要求事項を定めた上（同規則43条）、これに適合していることを前提として、重大事故等対策の観点から、重要な設備に必要な個別の要求事項を定めて、その妥当性を要求している（同規則44条ないし62条）。

さらに、設置許可基準規則は、重大事故等の発生や拡大を防止するためには必要な措置を講じなければならないとし（同規則37条）、それぞれの重大事故等において、当該事故の発生を防止するための設備や拡大を防止するための設備が有効に機能するかどうかを確認すること（有効性評価）を求めている（同規則の解釈37条部分。乙第9号証・71ないし79ページ）。

ウ 設置許可基準規則55条の位置づけ等

原告らは、本件各原子炉施設が設置許可基準規則55条に適合しない旨主張するところ、同条は、上記のとおり、重大事故等対策における重大事故等対処設備の一つである、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る個別の要求事項に係る規定である。

すなわち、設置許可基準規則は、重大事故等対処設備として、重大事故等の発生を防ぐため、まず、炉心の著しい損傷等を防止するための対策について、多様な事態を想定して対策を規定している（同規則44条等）。

そして、同規則は、それでも炉心の著しい損傷が発生した場合を想定し、「冷やす」、「閉じ込める」機能の観点から、放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、原子炉格納容器の破損を防止する対策を要求している（同規則49条2項等）。

このように、設置許可基準規則は、重大事故等対策として、炉心の著しい損傷の防止及び原子炉格納容器の破損の防止のための設備等を要求しているが、それでもなお、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合を想定し、周辺環境への放射性物質の異常な水準の放出防止の観点から、放射性物質の拡散形態を適切に考慮し、工場等外への放射性物質の拡散を抑制することが適当である。

そこで、設置許可基準規則55条は、施設の設置というハード面において、かかる場合における工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けることを求めている。もっとも、同条が、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合を前提として、「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」を要求していることからすれば、同条は、放射性物質の拡散を完全に防止することまでを要求するものではない。

このように、設置許可基準規則55条は、同規則における各種事故防止対策を踏まえてもなお重大事故が発生した場合において、設備の設置とい

うハード面において、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備をあらかじめ一般的に設置しておくことを求める規定である。

工 設置許可基準規則の解釈 55条部分が合理的であること

上記のように、設置許可基準規則 55条は、重大事故が発生した場合において、設備の設置というハード面において、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備をあらかじめ一般的に設置しておくことを求める規定であるから、同条の要求する設備は、重大事故が発生した場合の放射性物質の拡散形態を踏まえ、その抑制のため、あらかじめ一般的に設置しておくことが必要な設備ということになる。

そして、放射性物質の拡散形態について検討すると、重大事故に至った場合、一般に、原子炉格納容器等は放射線レベルが極めて高い環境にあって、突発的に同容器外に放射性物質を含んだ空気の一団（ブルーム）が発生するおそれがある。上記ブルームには、多量の放射性物質を含むおそれがある上に、短時間のうちに工場等外の広範囲に拡散するおそれもあるため、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するためには、このような拡散形態に対応して、あらかじめ一般的に、放射性物質の拡散を抑制するため必要な設備を要求するのが適当である。

これを具体的にいようと、被告第4準備書面第1の2(3)（8ないし10ページ）で述べたとおり、原子炉建屋に放水できる設備をあらかじめ配備することにより、重大事故発生時にはこれらの放水設備を用いて速やかに放水することで、工場等外への放射性物質の拡散を抑制することができる。すなわち、放水砲により水を噴霧し、放射性ブルームに含まれる微粒子状の放射性物質に衝突して水滴に捕集させ、水滴とともに落下させることにより、放射性物質の拡散を抑制するのである。

また、放水することにより必然的に放射性物質を含んだ放水後の水が海洋に拡散する事態が想定されるが、その事態に対しては、あらかじめ海洋

への拡散を抑制する設備を整備することにより、工場等外への放射性物質の拡散を抑制することができる。「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備」がシルトフェンスに限られているわけではないが、シルトフェンスについて言えば、シルトフェンスは、一般的には港湾工事等の際に水質汚濁の原因となる土砂や汚泥（シルト）が周囲の水域へ流出・拡散することを防止するために水中に設置するカーテン状の仕切りであり、海水中にカーテン状の仕切りを張ることで、シルトフェンス内に拡散する汚濁水を滞留させ、滞留した汚濁水中の汚濁物質を凝固・沈殿させるものである。海水中に流出した放射性物質は、土や砂、埃などに付着して拡散するから、シルトフェンスによって、放射性物質をシルトフェンス内に滞留させるとともに凝固・沈殿させることより、海洋への拡散抑制が期待できることとなる。

以上から明らかなどおり、同規則の解釈 55 条部分（乙第 9 号証・108 ページ）は、同条が「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」を設けるよう求めた趣旨を踏まえて、同設備の具体的な内容について定めたものであり、合理的なものである。

(3) 技術的能力審査基準における重大事故等対策（ソフト面）の概要

一方、前記 1 (2) で述べたとおり、技術的能力審査基準は、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請者について、アクシデントマネジメント能力があらかじめ備わっているかなどのソフト面に係る要求事項を規定している。

すなわち、同審査基準では、重大事故等対策における共通の要求事項について規定し（同審査基準Ⅱ（要求事項） 1. 0（共通事項）。乙第 41 号証・1 及び 2 ページ），さらに、設置許可基準規則における重大事故等対処設備に係る個別の要求事項に対応する形で具体的なソフト面における要求事項について規定している（同審査基準Ⅱ 1. 1 以下。乙第 41 号証・2 ないし 6 ページ）。

そして、設置許可基準規則 55条に関連する技術的能力審査基準について述べると、これに対応するのは、同審査基準II 1. 1.2（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等。乙第41号証・5ページ）であるが、それ以外に、同審査基準II 1. 0（共通事項）として、以下の要求事項が規定されている。すなわち、同審査基準は、重大事故等対策の外部支援として、「発電用原子炉設置者において、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。また、関係機関と協議・合意の上、外部からの支援計画を定める方針であること。さらに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援を受けられる方針であること。」を要求している（同審査基準II 1. 0（3）（支援に係る要求事項）。乙第41号証・2ページ）。また、重大事故等対策の体制の整備等に関し、「発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること」を要求している（同審査基準II 1. 0（4）（手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備）同号証・同ページ）。ここにいう「体制の整備」については、「重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを定め、効率的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備すること」（同審査基準III（要求事項の解釈）1. 0（4）【解釈】3 a））などが要求されており、さらに、支援組織の要求事項のほか、「工場等外部からの支援体制を構築すること」（同【解釈】3 j））とし、「重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備すること」（同【解釈】3 k））を要求している（同号証・11及び12ページ）。

このように、技術的能力審査基準においては、重大事故等対策について規定しており、特に、事故発生後7日間は事故収束対応を維持することを要求するとともに、事象発生後6日以内に外部支援を受けられる体制を構築し、かつ、中長期的な対応が必要となる場合に備えて適切な対応を検討できる体制を整備する方針が要求されている。

3 小括

以上のとおり、改正原子炉等規制法及び設置許可基準規則においては、まず、設計基準事象に対する十分な対策を要求している。その上で、重大事故が発生した場合に放射性物質が原子炉施設外に大量に放出されることを防止するため、原子炉施設の位置、構造及び設備というハード面に関し、設置許可基準規則において具体的な重大事故等対策について規定している。すなわち、設置許可基準規則においては、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するという観点から、重大事故等の発生防止、拡大防止、影響緩和等について規定している。また、技術的能力審査基準においては、アクシデントマネジメント能力というソフト面に関する重大事故等対策について規定している。さらに、地震、火災その他の災害が発生して原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合については、「特定原子力施設」と指定して対応することが予定されているのである。

これら各種対応策が発生事象に即して適切に機能することにより、当該原子力施設を設置する工場等外に放射性物質が異常な水準で放出されることを防止するという改正原子炉等規制法の目的を達成することができる。このように、設置許可基準規則は、法の全体的な体系を踏まえて制定された合理的なものである。

第2 設置許可基準規則55条に関する原告らの主張の誤り

1、原告らの主張

原告らは、重大事故に至った場合の工場等外への放射性物質の拡散の形態について、溶融燃料が下部キャビティに落下した場合、下部キャビティ内の冷却水に放射性物質が溶け込み、液体として原子炉格納容器下部のコンクリートから流出して地中に染み込んだり、あるいは海中に流出したりして拡散していくことが想定されたとした上、それによる放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けていない本件各原子炉施設は、設置許可基準規則55条に違反するなどと主張する（訴状第6の2第5段落ないし第7段落、同4及び5・31、32、38ページないし41ページ）。

2 原告らの主張の誤り

本件各原子炉施設の設置許可基準規則適合性については、原子力規制委員会において正に審査中であるから、これが終了していない現時点において、本件各原子炉施設が設置許可基準規則55条に適合しているか否かについて主張することは困難である。

しかしながら、同規則55条は、前述のような原告らが主張する事態に対応した設備の設置を要求しているものではない。これらの事態に対しては、技術的能力審査基準に規定する対策や、改正原子炉等規制法6.4条の2に規定する特定原子力施設に指定して行う対策によって対応をすることが予定されている。したがって、同規則55条が上記事態に対応した設備の設置を要求していることを前提として、本件各原子炉施設が同条に違反するとする原告らの主張は、その前提を誤るものであって失当である。

すなわち、設置許可基準規則55条は、既に述べたとおり、同規則における各種事故防止対策を踏まえてもなお重大事故が発生した場合において、設備の設置というハード面において、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備をあらかじめ一般的に設置しておくことを求める規定である。そして、重大事故に至った場合に突然的に発生し、短時間に拡散するおそれのある放射性物質を含んだ空気の一団（プルーム）の拡散を抑制するためには、そ

のための設備をあらかじめ一般的に設置しておく必要があるのであり、そのような設備として放水設備等が要求されている。

他方、原告らが主張する汚染冷却水の流出の事象についてみると、液体の放射性物質が地中に浸透した後に海等といった工場等外に流出する事象が想定されるが、かかる事象は、気体による拡散に比して事象の進展は遅く、事象の進展の速度や形態も個別の原子炉施設ごとに様々であるから、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するという同規則55条の要求の趣旨からすると、このような事象を想定してそのために必要な設備をあらかじめ一般的に設置しておくことを要求するのが合理的ということはできない。そこで、原告らが主張する事象については、設置許可基準規則55条の問題として対処するのではなく、発電用原子炉設置者において、アクシデントマネジメント能力の問題、すなわち技術的能力審査基準における要求事項として対処するか、具体的な事象を前提として個別具体的な対策を講ずるという特定原子力施設の指定による対策によって対処するのが合理的である。

以上により、設置許可基準規則55条は、原告らが主張する事象に対応した設備の設置を要求するものではない。前述のとおり、法が予定する各種対応策が発生事象に即して適切に機能することにより全体として有効性が確保されている。原告らの主張は、法が予定する各種対応策のうち、設置許可基準規則55条のみを殊更に取り上げて、同規則において対応策が完結していなければならないという誤った解釈を前提とするものであって、失当である。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 佐賀地方裁判所平成25年(行ウ)第13号
 玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件
 原告 石丸ハツミほか383名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
九州電力	九州電力株式会社	第1準備書面	4	
本件3号炉	玄海原子力発電所3号炉	第1準備書面	4	
本件4号炉	玄海原子力発電所4号炉	第1準備書面	4	
本件各号炉	本件3号炉及び4号炉	第1準備書面	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉とその附属施設	第1準備書面	4	
設置許可基準規則	実用発電所用原子炉及び附属施設の位置、構造及び施設の基準に関する規則	第1準備書面	4	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第1準備書面	4	第2準備書面で略称を変更
行訴法	行政事件訴訟法	第1準備書面	4	
訴訟要件③①	救済の必要性に関して、一定の処分がされないことによる重大な損害を生ずるおそれがあること	第1準備書面	5	
訴訟要件④	原告らが、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるに	第1準備書面	5	

	つき、法律上の利益、すなわち原告適格を有する者であること			
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	第1準備書面	10	
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	第1準備書面	10	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第1準備書面	13	
PWR	加圧水型軽水炉（PWR）	第1準備書面	16	
福島第一発電所事故	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における原子炉事故	第1準備書面	19	
設置法	原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）	第1準備書面	19	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	第1準備書面	20	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等	第1準備書面	20	
設置変更許可申請等	設置変更許可及び工事計画認可の各申請	第1準備書面	27	
改正原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	第2準備書面	5	第1準備書面から略称を変更

福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第2準備書面	6	
汚染水	福島第一発電所建屋内等で生じた放射能を有する水	第2準備書面	6	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以後の規制	第2準備書面	16	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第2準備書面	17	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第2準備書面	29	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を併せて	第2準備書面	30	
4号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号で定められた) 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること	第2準備書面	30及び 31	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)	第2準備書面	31	
2号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号で定められた)	第2準備書面	32	

	その者に発電用原子炉を設置する ために必要な技術的能力があるこ と		
3号要件	(改正原子炉等規制法43条の3 の6第1項3号で定められた) その者に重大事故(発電用原子炉 の炉心の著しい損傷その他の原子 力規制委員会規則で定める重大な 事故をいう。第43条の3の22 第1項(中略)において同じ。) の発生及び拡大の防止に必要な措 置を実施するために必要な技術的 能力その他の発電用原子炉の運転 を適確に遂行するに足りる技術的 能力があること	第2準備書面	32
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用す る核燃料物質	第2準備書面	35
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律等に基づく 原子力規制委員会の処分に関する 審査基準等	第2準備書面	39
安全審査指針 類	旧原子力安全委員会(その前身と しての原子力委員会を含む。なお、 平成24年9月19日の原子力規 制委員会発足に伴い、原子力安全 委員会は廃止され、その所掌事務	第2準備書面	40

	のうち必要な部分は原子力規制委員会に引き継がれている。) が策定してきた各指針			
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	第2準備書面	40	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	第2準備書面	40	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷	第3準備書面	4	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第3準備書面	5	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第3準備書面	5	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第3準備書面	5	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止	第3準備書面	5	

	するための安全確保対策			
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	第3準備書面	5	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	第3準備書面	6	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定）	第3準備書面	6	
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定）	第3準備書面	6	
原告ら準備書面(1)	原告らの平成26年9月10日付け準備書面(1)	第5準備書面	6	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成26年12月26日付け準備書面(2)	第5準備書面	5	
I C R P	国際放射線防護委員会	第5準備書面	5	
1990年勧告	I C R Pの1990年勧告	第5準備書面	5	
本件シミュレーション	平成24年10月24日付けで原子力規制委員会が公表した原子力発電所の事故時における放射性物	第5準備書面	6	

質拡散シミュレーション				
本件資料	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が作成した平成23年3月25日付け「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」と題する資料（甲第28号証）	第5準備書面	6	
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	第5準備書面	6	
2007年勧告	I C R P の 2007 年勧告	第5準備書面	10	
平成24年防災基本計画	中央防災会議が平成24年9月に、福島第一発電所事故を踏まえて見直しを行った防災基本計画（乙第22号証）	第5準備書面	22	
原子力災害対策重点区域	原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うために、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	第5準備書面	23	
近藤委員長	平成23年3月25日当時の内閣府原子力委員会委員長である近藤駿介	第5準備書面	6	
1号機	福島第一発電所1号機	第5準備書面	33	

MFCI	使用済み燃料プールへの注水不能による水位低下により、露出した燃料に、冷却不足によって破損、溶解が生じ、プール底面のコンクリートとの間で生じる相互作用	第5準備書面	34	
任意移転者	年間線量が自然放射線量を大幅に超えることを理由に移転を希望する者	第5準備書面	34	
適合性判断等	原子力規制委員会が本件各原子炉施設について行う、原告らの主張する事項及び内容が設置許可基準規則に適合するか否かの判断並びに使用停止等処分の発令についての判断	第5準備書面	42	
武村(1998)	日本列島における地殻内地震のスケーリング則－地震断層の影響および地震被害との関連－	第6準備書面	5	
入倉・三宅(2001)	シナリオ地震の強震動予測	第6準備書面	5	
基準地震動による地震力	当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第6準備書面	6	

地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第6準備書面	10	
基本震源モデル	震源特性パラメータを設定したモデル	第6準備書面	10	
地震本部	地震調査研究推進本部	第6準備書面	11	
地震等基準検討チーム	断層モデルを用いた手法による地震動評価に関する専門家を含めた発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム	第6準備書面	17	
原告ら準備書面(3)	原告らの平成27年11月13日付け準備書面(3)	第7準備書面	4	
原告ら準備書面(4)	原告らの平成27年12月25日付け準備書面(4)	第8準備書面	4	
宮腰(2015)	強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討	第8準備書面	16	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施す	第9準備書面	5	

るためには必要な技術的能力に係る 審査基準（原規技発第13061 97号）			
---	--	--	--